

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

MSR-20-015
三菱原子燃料株式会社
令和2年6月19日

番号	コメント	コメント回答
2114	<ul style="list-style-type: none"> ・164頁 4.2. 非常用ディーゼル発電機「(1)手順」の記載について ・ 負荷側のケーブルの切り離し及び接続作業があり、新規に布設するケーブルがあるかと思いますが、445頁の「非常用ディーゼル発電機 負荷系統図」では、既設への接続点しか現れていません。新規ケーブルの範囲を記載ください。 	<p>申請対象である非常用ディーゼル発電機のうち新規ケーブルは発電機から、配線用遮断器までの範囲になります。申請対象範囲が非常用ディーゼル発電機であることが明確になるよう図り系-2を修正します</p>
2115	<ul style="list-style-type: none"> ・166頁 図り2-1 「工事の手順フロー図」の記載について ・ 切替確認後の検査について、「4.2. (1)b. 2)参照」の下に、検査の項目の記載がありませんので、記載ください。 	<p>「4.2. (1)b. 1)参照」の下に検査項目「系統」を追記するように致します。また、検査（系統）に「既設と切り離されていること」を追記致します。</p>
2116	<ul style="list-style-type: none"> ・295頁 表2-6-1 「その他に記載の③第1種圧力容器の検査記録を確認する」についての検査の項目について ・ 検査の項目として、「その他」ではなく「耐圧」として管理することをご検討ください。また、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、検査記録の確認だけでなく、耐圧検査を実施することをご検討ください。 	<p>加工施設の安全性を確保する上で重要な設備・機器（UF6ガスを取り扱う設備・機器、ウラン粉末を加圧で取り扱う設備・機器）については、耐圧試験（新設品）、漏えい試験（既設品）を実施することとし、検査の項目（表2-1-1他）、検査の方法（表2-6-1）の記載を修正します。また、「その他」の表記についても、「仕様上求められる性能」に見直します。なお、現状、「漏えい試験」は、「外観」の欄に記載していますが、「仕様上求められる性能」の欄に記載するようにします。</p>
2117	<ul style="list-style-type: none"> ・288-289頁 表2-1-1のU02ブロータンク、U02フィルタ、U02受けホッパ及び表2-2-1のUE6シリンダ等の検査の項目について ・ 検査の項目として、耐圧検査を実施する計画になっていないので、ご検討ください。（第15号第2項：材料及び構造に係る範囲） 	<p>コメントNo. 2116に対する回答をご確認ください。</p>
2118	<ul style="list-style-type: none"> ・295頁 表2-6-1 検査の項目のうち「その他」について ・ 発電機出力、電圧、周波数、補修効率については、「その他」ではなく、「性能」として管理することをご検討ください。 	<p>現在「その他」として記載のご指摘の検査については「仕様上求められる性能」と表記し*、検査の項目（表2-3-1、表2-4-1他）、検査の方法（表2-6-1）を修正します。 * 「性能」だけでは、「加工施設の性能検査」と混同するため。</p>
2119	<ul style="list-style-type: none"> ・445頁 図り系-2と757頁の負荷設備の名称の相違について ・ 757頁の負荷設備の設備名称について、445頁の負荷系統図と二か所（①成型・組立工場：非常用照明・誘導灯等、②工場棟転換工場：工程設備（スクラバ含む））相違がありますので、修正してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・445頁の系統図（図り系-2）は「（スクラバ含む）」を削除し、また「非常用照明・誘導灯」へ修正するように致します。 ・757頁の表は445頁の系統図（図り系-2）と整合させ「非常用照明・誘導灯等」→「非常用照明・誘導灯」へ修正致します。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2120	<p>1. 基本的設計方針の変更について 熱交換器（循環貯槽）の閉じ込め機能として保温材を巻く設計に変更している。加工事業変更許可申請書（4-19）に記載した飛散防止カバーを設置するとともに局所排気系統へ接続する基本的設計方針の変更理由を説明すること。</p> <p>その他加工事業変更許可申請書（添付書類含む）に記載した個別設計に係る変更点については、同申請書に記載した基本的設計方針に変更がなく、技術基準に適合する設計であることを、設工認申請書の「表2 事業許可との相違点リスト」に漏れなく記載し、説明すること。</p>	<p>コメント回答</p> <p>U02F2溶液を取り扱う熱交換器の基本的設計方針は、①U02F2溶液が設備から漏えいした場合でも運転員が被液することを防止する設計とすること、②漏えいしたU02F2溶液からのHF蒸気を排気する機能を有する設計とすることであり、事業許可から変更はありません。</p> <p>①の機能を担う設備については5次申請で申請、②の機能を担う設備（漏れ出したU02F2溶液を飛散防止カバー及び堰に回収し、蒸気を排気）については6次申請で申請する予定です。</p> <p>これら全体の設備構成が分かるように機器図（図イ設-8,9）、系統図（図イ系-1）の記載を見直すとともに、各設備・機器の申請回数を仕様表に明記します。</p>
2121	<p>2. 分割申請について 同一系統内の設備・機器の一部を、次回以降申請予定としているものがある。この場合、今回及び次回以降申請する設備・機器との位置、構造、強度及び漏えい等の設計及び工事の取合いを、系統図又は図面等で明確にすること。</p> <p>記載の程度は、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを参考とする。</p>	<p>同一系統内の設備・機器の一部を、次回以降申請予定としている場合、今回及び次回以降申請する設備・機器との位置、構造、強度及び漏えい等の設計及び工事の取合いを、系統図又は図面等で明確にします。</p>
2122	<p>3. 分割申請する場合の技術基準に基づく仕様の記載範囲等について 同一系統内の設備・機器を分割申請する場合、系統全体の機能・性能に係る技術基準適合性の審査が困難となる場合がある。このため、同一系統の設備・機器については可能な限り同一申請書で申請し、系統全体の機能及び性能を審査できるよう考慮すること。同一系統内の設備・機器又は安全機能に相互影響がある機器を分割し、先行する設工認申請書だけで技術基準の適合性を審査できないものについては、次回以降の設工認申請にて適合を確認する範囲とし、系統全体の設備・機器が申請される時期に、関連する全て設備・機器の仕様表に機能及び性能に係る設計を記載し、申請すること。</p> <p>また、位置、構造、強度等についても、同様に留意して申請すること。</p> <p>【分割する申請書間で設計上の不整合を生じていないことを確認する必要がある場合（例）の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の臨界防止：立体角で評価する複数ユニットの設計 ・閉じ込めの機能：フードボックスの面速、バッファの滞留時間 ・溢水による損傷防止：建物の堰の設計で溢水源とした設備機器の溢水量 ・インターロックの機能及び性能 <p>分割申請する場合においては、事業者の保安品質保証計画書に基づき、設計及び工事の計画に係る取合いを管理し、設工認申請すること。</p>	<p>同一系統内の設備・機器又は安全機能に相互影響がある機器を分割し、先行する設工認申請書だけで技術基準の適合性を審査できないものについては、次回以降の設工認申請にて適合を確認する範囲とし、系統全体の設備・機器が申請される時期に、関連する全て設備・機器の仕様表に機能及び性能に係る設計を記載し、申請します。</p> <p>また、位置、構造、強度等についても、同様に留意して申請します。</p> <p>また分割申請する場合は、保安品質保証計画書に基づき、設計及び工事の計画に係る取合いを管理し、設工認申請します。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2123	<p>【申請書本文】 1. P8 放射性廃棄物の廃棄施設 準備工事を行う設備機器を設置する建物の名称を、先行の第3次申請参考に具体的に記載すること。</p>	<p>準備工事を行う設備機器を設置する建物の名称を、具体的に記載します。</p>
2124	<p>【申請書本文】 2. P11 その他の加工施設 準備工事を行う建物を具体的に記載すること。「機能維持が必要なものは仮移設又は代替措置を講じる。」が2重記載となっている。</p>	<p>準備工事を行う設備機器を設置する建物の名称を、具体的に記載します。二重記載箇所は、訂正します。</p>
2125	<p>【申請書本文】 3. P11 放射線管理施設 準備工事を行う設備機器を設置する建物の名称を、先行の第3次申請参考に具体的に記載すること。</p>	<p>準備工事を行う設備機器を設置する建物の名称を、具体的に記載します。</p>
2126	<p>【申請書本文】 4. P12 の記載「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な基準に関する規則に基づき策定した保安品質保証計画書に従って、」について、許可の変更届けを根拠とした記載とすること。（例えば、「R2年5月29日に届け出た事業許可の変更届における品質管理体制に基づき策定した保安品質保証計画書に従って、」）</p>	<p>保安品質保証計画書は、事業許可の届出(令和2年5月29日付け)に基づき策定した旨を記載します。</p>
2127	<p>○P94 表へ設-1 UF6 シリンダ仕様表 一般仕様 5. 設計仕様（最高使用圧力/温度、取り扱う核燃料物質の状態等）が複数ある場合、使用場所毎に記載すること。</p>	<p>UF6シリンダは3つの安全機能番号を有しており、安全機能番号に従った使用場所ごとの設計仕様（最高使用圧力/温度、取り扱う核燃料物質の状態等）を記載します。 また、「一般仕様：取扱う核燃料物質の状態」の欄に、各機器（各安全機能番号）でのウラン形態を記載します。</p>
2128	<p>○P94 表へ設-1 UF6 シリンダ仕様表 一般仕様 6. 運転圧力、IL 設定値、最高使用圧力、許可の制限値の関係を再確認すること。 【運転圧力 ≤ IL・安全弁設定値 ≤ 最高使用圧力（＝許可の制限値） ≤ 設計圧力】 ・「最高使用圧力」は使用圧力以上の圧力であって、設計上定めるもの。 ・容器、配管等の「厚さ」、熱交換器、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器の伝熱面積については、当該機器の性能又は機能が技術基準の要求に適合していることを確認したもの（設計確認値）と公称値を併記すること。</p>	<p>工事計画手続きガイドを参考に、最高使用温度、最高使用圧力の言葉の定義を再度見直し、温度であれば、①運転温度、②インターロック設定温度、③運転温度(上限値)、④最高使用温度として再整理させていただきます。 また、加工施設の安全性を確保する上で重要な設備として、閉じ込め機能を有する設備のうち加圧状態でウランを取り扱う機器を対象に、仕様表に最高使用圧力、最高使用温度を記載させていただきます。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2129	<p>○P94 表へ設-1 UF6 シリンダ仕様表 一般仕様 7. 熱的制限値 (121℃) を最高使用温度とし、この際の圧力 (最高使用圧力) に対して耐圧強度を有する設計としていることを説明すること。(耐圧強度を保証すること。)</p>	<p>工事計画手続きガイドを参考に、最高使用温度、最高使用圧力の言葉の定義を再度見直し、温度であれば、①運転温度、②インターロック温度、③運転温度 (上限値)、④最高使用温度として再整理させていただきます。 また、加工施設の安全性を確保する上で重要な設備として、閉じ込め機能を有する設備のうち加圧状態でウランを取り扱う機器を対象に、仕様表に最高使用圧力、最高使用温度を記載させていただきます。 なお、UF6シリンダについては最高使用圧力 ; 0.59MPa、最高使用温度 ; 121℃にて耐圧強度を確認しており、その結果を「添付説明書-設7」に示します。</p>
2130	<p>○P94 表へ設-1 UF6 シリンダ仕様表 一般仕様 8. 閉じ込めの機能 設備に求められる「密封性能」の仕様を記載し、添付説明書で適合性を説明すること。</p>	<p>UF6シリンダはANSI規格を満足するよう、定期事業者検査における耐圧試験を実施する中で、漏えいがないこと (密閉性) を確認しています。 仕様表及び閉じ込め説明書で、ANSI規格要求を明確にすることで、密封性能の仕様および確認方法の考え方を明確にさせていただきます。</p>
2131	<p>○P94 表へ設-1 UF6 シリンダ仕様表 一般仕様 9. 閉じ込めの機能 [10.1-設15] 親機 (蒸発器) と子機 (UF6 シリンダ) の関係を踏まえ、蒸発器内に設置する場合の安全機能番号 {2} を明記し、設計仕様に記載すること。他の場所に設置する場合の設計についても、必要な場合、区別して記載すること。</p>	<p>表へ設-1 一般仕様、その他の性能の欄にて、蒸発器内に設置する状態である安全機能番号 {2} における設計仕様を明記しています。</p>
2132	<p>○P94 表へ設-1 UF6 シリンダ仕様表 一般仕様 10. 添付図 認可を受けようとする UF6 シリンダの設置場所 (3 箇所) について、配置図を添付し、仕様表で引用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シリンダの設置場所 (3か所) を示す配置図 (図へ配-1) を新規作成します。 ・ 作成した配置図の番号は、仕様表の【添付図】欄に記載します。
2133	<p>○放射性廃棄物の廃棄施設 (3. 設計条件及び仕様) 11. P105 下から 2 行目 「事業許可 (18-1) 気体廃棄物の廃棄工程」は、許可のどこを指しているのか不明。</p>	<p>事業許可のP224の記載を示しております。</p>
2134	<p>○放射性廃棄物の廃棄施設 (準備工事他) 12. P110 a. 新設又は改造する気体廃棄設備の工事範囲が分かるよう、系統図を添付すること。</p>	<p>新設又は改造する気体廃棄設備について、機器類については、図ト系-1 (1/2) に改造/新設がわかるように区別して記載しております。一方、ダクトについては耐震サポートの追加があるため全て新設・改造対象となりますが、全てのダクトが新設・改造の対象となる旨の記載がないため追加することといたします。</p>
2135	<p>○放射性廃棄物の廃棄施設 (準備工事他) 13. P111 b. 継続利用する気体廃棄設備の工事範囲が分かるよう、系統図を添付すること。</p>	<p>#2134のご質問で、新設・改造の範囲を示しておりますので、それ以外の部分が継続利用する気体廃棄設備の工事範囲に該当します。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2136	○放射性廃棄物の廃棄施設（準備工事他） 14. P110, P111 工事範囲に核燃料物質がある場合、その管理方法を記載すること。	拝承。 工事範囲と影響範囲には核燃料物質が無いため、ト項 4.1設備・機器の工事の方法 4.1.1気体廃棄設備の設備・機器にその旨を記載します。
2137	○放射性廃棄物の廃棄施設（ドラム缶ウラン量測定装置） 15. P139 設置場所 校正用ドラム缶、校正用ウラン線源、検出限界評価用線源の保管場所が分かるように記載すること。	拝承。配置図（図ト配-2）に追記します。
2138	○放射性廃棄物の廃棄施設（ドラム缶ウラン量測定装置） 16. P140 火災損傷の防止 校正用ウラン線源の火災防護設計を記載すること。	拝承。仕様表に「ウラン線源（被覆管、栓）は難燃性材料を使用する」を追記するとともに、材料表には当該の材料名を記載していますが、部位名を添付図と整合するように修正します。
2139	○放射性廃棄物の廃棄施設（ドラム缶ウラン量測定装置） 17. P435 ドラム缶の板厚を記載すること。	拝承。添付図（図ト設-2）に追記します。
2140	○放射線管理設備 18. P146 表基準-1 「No. 21 ダストモニタ」の移設前、仮移設先の位置を明確にすること。	対象のダストモニタは第1廃棄物処理所1階の控室内に設置されており、工事に影響の無い範囲（控室内一次仮置き場所）に仮移設します。 ト項4.1準備工事(1)に、その旨を記載します。
2141	○蒸発缶（他全般） 19. P70[材料一覧] 構造部材には、耐圧強度評価の対象となる本体材料等、申請に係る部位を含め記載のこと。（他の機器に共通）	今回、強度評価を実施する機器に対し、耐圧強度評価対象部位（ノズル、ガスケット、ボルト）の材料仕様を別表イ設-1「蒸発器材料一覧」に追記します。他設備についても、同様の観点で、確認し補正書に反映致します。
2142	[耐震計算書] 20. P1085 [材料定数] 記載の材料定数は常温時と異なるが、出典とする鋼構造設計基準の該当箇所及びヤング率等の設定根拠について示すこと。（他の該当機器に共通）	常温とは異なる条件の材料定数の設定根拠を補足説明資料にて説明します。また、高温を考慮する設備の材料定数については耐震計算書に記載するようにいたします。
2143	[耐震計算書] 21. P1085 [主な作用荷重] 解析モデルで用いた作用荷重の内容（対象となる荷重の種類）及び設定根拠について示すこと。（他の機器に共通）	作用荷重の内容を補足説明資料にて説明するとともに、耐震計算書に作用荷重の考え方を記載するようにいたします。また、作用荷重の算出例について、補足説明資料に示します。
2144	[耐震計算書] 22. P1086 [2.2 応力評価 部材の許容限界] 設計温度が常温でない機器で、添付説明書-設 3-1-付 1 (P1322 表 5) で参照する許容限界と異なるが、許容限界の設定根拠を示すこと。また、参照基準を含め追記すること。（他の該当機器に共通）	常温とは異なる条件の許容限界の設定根拠を補足説明資料にて説明します。また、高温を考慮する設備の許容限界については参照基準を含め、耐震計算書に記載するようにいたします。

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2145	<p>[耐震計算書] 23. P1120 蒸発器用防護カバー架台 蒸発器用防護カバー架台の形状は、P360～362 と P363 の 2 種類あるが、計算モデルは P363 の形状のみが対象となっている。他の形状については、本計算モデルに包絡できるということか、説明のこと。</p>	<p>補足説明資料の通り、他の蒸発器用防護カバー架台は包絡できます。</p>
2146	<p>[耐震計算書] 24. P1241 スクラバ 「添説設3-1-気1-2-4 表 主な作用荷重」で、水荷重及び解析上の荷重の取り扱い方法について説明すること。</p>	<p>荷重については、補足説明資料で説明の通り取り扱っております。</p>
2147	<p>[耐震計算書] 25. P1323 3.2 温度考慮 設計温度を考慮すべき機器が表6の3つの機器以外ないのか確認すること (U02 フィルタ、コールドトラップ等は考慮不要なのか)。</p>	<p>補足説明資料の通り、3つの機器以外はございません。</p>
2148	<p>○地震インターロックの耐震計算書 (追加資料) 26. P1290 3.1.1 制御盤の構造解析モデル 盤外形図 (p427) の盤下部破線はボルト位置と理解するが、断面図アンカーボルトの位置とズレがある。制御盤は解析モデルにあるように直接アンカーで床面に固定することで間違いはないか。</p>	<p>補足説明資料で説明いたしますが、制御盤はアンカーで床面に固定することで間違いありません。また、盤外面図面については見やすさの観点から縮尺を変更しておりましたが、修正するようにいたします。</p>
2149	<p>○不純物分析装置 サンプル保管庫架台 (追加資料) 27. P1311 主な作用荷重 積載するサンプル保管庫の重量が <input type="text"/> N (P1307) であるのに対し、作用荷重が <input type="text"/> N となっているが、差異について説明のこと。</p>	<p>サンプル保管庫の重量と作用荷重の差異について、補足説明資料で説明いたします。</p>
2150	<p>○不純物分析装置 サンプル保管庫架台 (追加資料) 28. P1342 配管の耐震計算書で、添説設 3-2-2 表の最高使用温度、最高使用圧力、内部流体比重が保守的な選定となっていることを説明すること。</p>	<p>補足説明資料で説明します。</p>
2151	<p>○その他 29. P703*2 の記載「・・・装置の幅が高さの 0.4 倍よりも大きい場合は転倒モーメント>安定モーメントとなるため転倒しない。」の記載は誤っているのではないか。</p>	<p>記載は誤りでしたので、修正いたします。</p>
2152	<p>○その他 30. P1140 UF6 配管用フードボックス 構造解析モデル 2/5～5/5 にも 1/5 に準じた主要寸法を記載すること。</p>	<p>寸法については、1/5に記載していることから、主要寸法を1/5に追加することとさせていただきます。</p>
2153	<p>○その他 31. P1153 コールドトラップ (小) の架台幅 <input type="text"/> mm は外寸基準になっている理由を説明すること。</p>	<p>補足説明資料にて、説明するようにいたします。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2154	○その他 3 2. P1167 循環貯槽架台の下部寸法 <input type="text"/> mm が図面上で確認できない。	拝承。 図イ設-6に、循環貯槽架台の、下部の梁の位置高さを示します。
2155	○その他 3 3. P1174 U02 ブロータンク 構造解析モデルの集中/分散荷重の表記が不明確。	構造解析モデルを修正し、集中/分散荷重がわかるようにします。
2156	○その他 3 4. P1183 U02 フィルタ 本体脚部間寸法 <input type="text"/> mm の本文図面に記載されていない。	拝承。 図イ設-11に、U02フィルタの、本体脚部間寸法を示します。
2157	○その他 3 5. P1252 スクラバ架台 構造解析モデルの寸法が図面と照合できない箇所が数点あるので確認すること。	拝承 不足寸法を図ト設-1(1/2)に追記致します。
2158	【容器耐圧計算関連】 3 6. 概要について 以下の内容について補足し、記載の充実化をはかること。 ・耐圧強度計算の対象機器について選定理由 ・関連規則・法令（労働安全衛生法施行令等）に基づく容器強度区分 ・伸縮継手の有無は、構造評価（疲労破壊）との関連を踏まえた記載とすること ・構造強度評価に適用する規格（JIS B 8265、JIS B 8280 等）の適用根拠と適用方法（負圧状態で座屈を生じないことを示す場合は、規格の該当箇所） ・既認可のコールドトラップ、コールドトラップ（小）における条件等見直しの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・耐圧強度計算の対象機器については、加工施設の安全性を確保する上で重要な設備として、閉じ込め機能を有する設備のうち加圧状態でウランを取り扱う機器を対象に耐圧計算書を作成しています。 ・蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)の容器強度区分は、労働安全衛生法施行令に定める、第1種圧力容器としています。 ・伸縮継手については、使用しておりません。 ・JISB8265は、「圧力容器構造規格の解説」に示しますように、圧力容器構造規格でも参照されており、一般的な圧力容器の計算に使用されています。また、原子力での実績(NOX工場の設工認の申請書にも記載)があり、本JISを適用しての評価は妥当と考えております。 また、「圧力容器構造規格の解説」（日本ボイラ協会）によりますとJIS B 8265に記載の外圧による円筒胴の評価方法は座屈評価であり、本JISに従うと座屈を生じません。 ・また、コールドトラップ、コールドトラップ(小)の条件見直しですが、既認可では設計温度225℃、設計圧力0.98MPaG/-0.098MPaGであったものを、運転状態等を考慮し、設計温度150℃、設計圧力0.98MPaG/-0.1013MPaGとして再整理しております。 （運転温度(上限値)よりも高い温度で、JISB8265に材料特性がある150℃を設計温度として選定。負圧側は、絶対真空圧力を最低使用圧力として再整理しました。）

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2159	<p>【容器耐圧計算関連】</p> <p>37. 蒸発器 (共通事項については他の機器にも展開して確認のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P1518 ⑤ガスケット材質 <input type="text"/> の誤記。材質記号の凡例をつけること。 ・ P1519 蒸発器のノズル④、ノズル⑦は図面上 (P353) に記載がないので説明すること。 ・ P1521 ハ) 溶接継手効率 溶接継手効率 $\eta = 1$ とする場合、前提とする継手形式、放射線透過試験等を追記すること。 ・ P1529 穴補強の強め材最小面積 A の計算式で用いる d は有効面積計算で用いる d とは異なるので、区別できるよう記載を検討すること。又、下から 4 行目 mm² は mm の誤記。 ・ P1530 ⑨ノズル (平ふた板) を代表例としているが、他のふた板は本計算に包絡されるという意味か、説明すること。 ・ P1530 ガスケット係数、最小設計締付圧力、ボルトの許容引張応力等の前提となるガスケット仕様、ボルト材の材質等を示すこと。(コメント 2060 関連) 	<p>コメント回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P1518の⑤ガスケット材料を <input type="text"/> に修正いたします。また、一般的ではない材料に関し、材質記号の凡例を追記致します。 ・ P1521 ハ) の最終行を以下に修正いたします。 ” 鏡板は継目がないため溶接継手効率(η)は、$\eta = 1$ とする。” ・ P1529の穴補強の強め材最小面積Aの計算式で用いるdは有効面積計算で用いるdと区別するためd1に変更いたします 又、下から4行目のmm²をmmに修正いたします。 ・ P1530 ⑤ノズル(平ふた板)を代表例とした理由は、他のふた板が第1種圧力容器の耐圧計算書に記載があり計算済みであったことから、計算されていない本部位としました。 ・ P1530 ガスケット材質、ボルト材質は明確にします。
2160	<p>【容器耐圧計算関連】</p> <p>38. UF6 シリンダ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P1590 外圧に対する強度評価 許容外圧の算出において、B 値で参照する図E.10 の材料曲線が <input type="text"/> に適用できることについて説明のこと。 	<p>ASME SECTION II から本材料は外圧Chart CS-2になります。また、JIS B 8265 (解説表2) から、ASME SECTION II のCS-2はJIS B 8265の図E.10の(2)に相当するとなっており適応できます。</p>
2161	<p>【容器耐圧計算関連】</p> <p>39. コールドトラップ (追加資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P1595 添説設 7-7-1 図 ⑤⑥は耐圧計算部位 (冷却管外管、冷却管平鏡板) であり、板厚等の仕様を図に記載のこと。(P1609 の⑤⑥設計厚さが確認できない) ・ P1601, 1602 ガスケット係数、最小設計締付圧力、ボルトの許容引張応力等の前提となるガスケット仕様、ボルト材の材質等を示すこと。(コメント 2060 関連) ・ P1602 仕様状態でのボルトの総有効断面積 JIS B 8265 の引用箇所は表 B.5 → 表 B.4 の誤記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P1595 添説設7-7-1図に⑤、⑥の板厚、外径が記載されています。 ・ ガスケット仕様は” <input type="text"/> 打ち抜きガスケット” 及びボルト材質は” <input type="text"/> ”です。 評価条件を明確にするために、ボルト材材質を添説設7-7-1表に記載します。 ・ JIS B 8265-2017では付属書B 表B.5がボルト材料の許容引張応力を示しておりますので誤記ではございません。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2162	<p>【容器耐圧計算関連】 40. コールドトラップ（小）（追加資料） ・P1612 添説設 7-8-1 図 ⑤は耐圧計算部位（管台）であり、径、板厚等必要な仕様を図に記載のこと。（P1624 の⑤管台の設計厚さが確認できない） ・P1624 添説設7-8-3 表 ③平ふた板 使用状態での計算上必要な厚さ <input type="text"/>mmは P1621 の計算結果では <input type="text"/>mm となっているが転記ミス。</p>	<p>コメント回答 ・P1612 添説設7-8-1図に⑤の板厚、外径が記載されています。 ⑤の管台は2つ設置されており、そのうちひとつに対して添説設7-8-1図で寸法を記載しています。 ・P1624 添説設7-8-3表の値 <input type="text"/>mmを <input type="text"/>mmに修正いたします。</p>
2163	<p>【蒸発器関連】 41. P38 表イ設-1 の設置場所について、IL の一部（過加熱IL・圧力高ILの制御盤、地震 IL の地震計・制御盤）は原料倉庫ではなく転換加工室に設置することを明記すること。</p>	<p>インターロック制御盤の設置位置として、転換加工室を追記します。 同様に、警報設備（計器、制御盤）等の設置場所が機器本体（親機）の設置場所と異なる場合には、同設置場所を追記します。</p>
2164	<p>【蒸発器関連】 42. P38 表イ設-1 のその他の性能では、UF6 配管の最高使用圧力は 0.44MPaG。 P352 の表では、UF6 配管の最高使用圧力は 0.81MPaG。値が異なるので、考え方を整理して説明すること。</p>	<p>GT仕切弁下流のUF6配管の最高使用圧力は、GT仕切弁を閉じた状態で加熱操作し、GT側から加水分解装置へUF6供給する前の運転圧力に基づき、0.81MPaGに設定しています。 一方、GT仕切弁上流のUF6配管の最高使用圧力は、蒸発器側から加水分解装置に供給する際の運転圧力に基づき、0.44MPaGに設定しています。 *：工事計画手続きガイドを参考に、最高使用温度、最高使用圧力の言葉の定義を再度見直し、温度であれば、①運転温度、②インターロック設定温度、③運転温度(上限値)、④最高使用温度として再整理しています。</p>
2165	<p>【蒸発器関連】 43. P1452 で、UF6 圧力は最大でも 0.40MPa と記載されているが、安全弁の設定値から 0.44MPaG が正しいのではないか。関連して P38、P1495 を参照し説明すること。</p>	<p>閉じ込めの添付説明書の当該表記（0.40MPaG）は0.44MPaGに見直します。</p>
2166	<p>【蒸発器関連】 44. P39 表イ設-1 の地盤について、地震計の設置場所は設備でなく床面ではないか。P355 参照し、確認すること。</p>	<p>当該地震計は、設備でなく床面に固定していますので、仕様表の地盤の記載を以下の通り見直します。 「十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック（温度計、圧力計、電導度計、弁位置検出器）は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。インターロック（地震計）は十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。」</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2167	<p>【蒸発器関連】 45. P70 別表イ設-1 において、耐圧計算に用いた部位（鏡板、胴板、ノズル）の材料も記載すること。（耐震計算と同様、計算のインプットとなる材料は認可事項となる。他の設備も同様。）</p>	<p>#2141コメント回答参照ください。</p>
2168	<p>【蒸発器関連】 46. 耐圧計算に用いる設備・機器の寸法が本文図面の寸法と異なるが、耐震計算の入力値として保守的な入力となっていることを説明すること。</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2169	<p>【蒸発器関連】 47. P293 第15条第2項により、耐圧試験又は漏えい試験を行うこととなるが、漏えい試験を外観検査の一部として整理しているが、技術基準の規定に従い、耐圧・漏えい試験として位置づけて実施することを検討すること。</p>	<p>#2128コメント回答参照ください。</p>
2170	<p>【蒸発器関連】 48. P347 図イ系-1 (2/4) において、「<input type="text"/>mm」とは、「配管の外径が<input type="text"/>inch、肉厚が<input type="text"/>mm」か。※3の「<input type="text"/>mm以下」とは、配管の内径のことか。単位は「mm」で記載すること。</p>	<p>「<input type="text"/>mm」とは、外径<input type="text"/>mm、肉厚<input type="text"/>mm、(内径<input type="text"/>mm)の<input type="text"/>の<input type="text"/>のことです。これが明確になるように、系統図の表記をmm表記に修正します。 また、<input type="text"/>mmとは、事業許可での設計基準事故評価で用いた配管破断断面積<input type="text"/>m²から導出した値であり、設計基準事故評価条件以下であることを示す意図で、<input type="text"/>mm以下という記載をしています。</p>
2171	<p>【蒸発器関連】 49. P347 図イ系-1 (2/4) において、蒸発器のUF6 配管と加水分解装置（エジェクタ）の取合点（加水分解装置取合フランジ）はどこか。P353 図イ設-1 (1/2) において、圧力計の設置位置は、UF6 遮断弁の上流側か（P347 図イ系-1 (2/4) では下流側に記載されていて整合していない。）。</p>	<p>各配管をどの設備・機器の構成機器に位置付けているかは系統図で明確にしていますが、系統図加水分解装置（エジェクタ）との取り合いは系統図では読み取りにくいいため、図イ設-6に、加水分解装置（エジェクタ）と、接続する蒸発器所掌配管との境界を示します。 圧力計は、図イ系-1の配置が正で、圧力高ILは、UF6遮断弁下流側で、操作弁より上流側に設置しています。本内容を図イ設-1に反映します。</p>
2172	<p>【蒸発器関連】 50. P353 図イ設-1 (1/2) において、安全機能を有する弁の位置を全て明記し、計測器との位置関係を明確にすること。</p>	<p>拝承。 安全機能を有する弁については、機器図にその設置位置を明記し、計器との位置関係が分かるようにします。</p>
2173	<p>【蒸発器関連】 51. P355 図イ設-2 (1/10) において、地震計の設置場所を転換加工室にした根拠について説明すること。（各種防護対象設備との位置関係、床）</p>	<p>UF6を取り扱う原料倉庫内に火災源となり得るケーブル等を敷設することを避けるため、また、転換加工室に設置する盤近傍に設置するため、地震計は転換加工室に設置しています。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2174	<p>【蒸発器関連】 5 2. P391 図イ制-1 (1/4) において、「設定温度 110℃以下」と記載しているが、P1491 ではインターロック設定値には「106～108℃」と記載している。両者の関係を整理し、認可の約束事項（本文記載事項）を明確にすること。</p>	<p>インターロック系統図に表記している数値は、添付説明書一設6付録1に示す表中の『運転温度(上限値)』を表記しております。これに対して、インターロック設定値(p1491の表)は『運転温度(上限値)』を逸脱しないように定めた設定範囲を表記しています。 インターロック系統図上の表記『設定温度』が実際の設定値と誤解を生む表記であることから、本表記はp1491の表記『運転温度(上限値)』に合わせて変更致します。 インターロック設定値は保安規定に記載し、運用管理しています。 *: 工事計画手続きガイドを参考に、最高使用温度、最高使用圧力の言葉の定義を再度見直し、温度であれば、①運転温度、②インターロック設定温度、③運転温度(上限値)、④最高使用温度として再整理しています。</p>
2175	<p>【蒸発器関連】 5 3. P473 図臨転-1 において、臨界評価の対象範囲に、蒸発器の蓋のくぼみの部分を含めない理由について説明すること。</p>	<p>ウランはUF6シリンダに閉じ込められており、UF6シリンダがユニットであるが、蒸発器内のUF6シリンダの配置に依存しないように保守的に蒸発器内のUF6シリンダ配置可能範囲をユニットとしております。 臨界評価の対象範囲として、蒸発器の蓋のくぼみの部分には、UF6シリンダは配置されないため、蒸発器の蓋のくぼみ部分は除外しております。</p>
2176	<p>【蒸発器関連】 5 4. P738 技術基準への適合に関する説明書において、1段落目では「上位の位置にクレーン等の飛散物となるものがなく・・・」と記載、2段落目では「上位の位置にクレーンがあるが、耐震重要度分類に適應する・・・」と記載されていて、記載が矛盾している。</p>	<p>1段落目と2段落目で表記が重なった箇所について確認して修正します。</p>
2177	<p>【蒸発器関連】 5 5. P1286 添説設 3-1-制 1-1-1 表で、地震インターロックの設置場所は、転換加工室ではないか。P355 を参照し確認すること。</p>	<p>確認したところ、転換加工室でしたので、修正いたします。</p>
2178	<p>【蒸発器関連】 5 6. P1290 添説設 3-1-制 1-3-1 図 (1/2) で、ボルトの材質は「<input type="text"/>」ではないか。P70 を参照確認すること。</p>	<p>確認したところ、「<input type="text"/>」でしたので、修正いたします。</p>
2179	<p>【蒸発器関連】 5 7. P1292 地震インターロックの制御盤の一次固有振動数が<input type="text"/>Hz、柔構造で設計としているが、本来、剛構造で設計するのが常識ではないのか。</p>	<p>補足説明資料にて説明します。</p>
2180	<p>【UF6 フードボックス関連】 5 8. P27 b. 改造を実施する設備・機器の工事手順で、UF6 フードボックスは、既設を撤去して新設するとある。撤去設備の廃棄方法について説明すること。</p>	<p>拝承。 廃棄方法について、イ項4.2工事の方法に記載します。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2181	<p>【UF6 フードボックス関連】 59. P41 表イ設-2 の設置場所について、HF 検出器の作動端は、転換加工室、成型工場、屋外にあることを明記すること。（P364 参照）（P43. 表イ設-3（UF6 防護カバー）も同様）。</p>	<p>HF検出器の検出端の設置場所（UF6フードボックス内、UF6防護カバー内、UF6防護カバー外）を記載します。 また、HF検出器の作動端の設置場所（転換加工室 成型工場 屋外）を記載します。</p>
2182	<p>【UF6 フードボックス関連】 60. P41 表イ設-2 のその他の構成機器について、HF 検出器は 3 種類（フードボックス内、防護カバー内、防護カバー外）あるので、違いを明記すること。（P43. 表イ設-3（UF6 防護カバー）も同様）。HF 検知器が IL 用とであることを明記すること。</p>	<p>HF検知器が、UF6漏えい拡大防止インターロックの検出端であること、及びHF検出器が、UF6漏えい警報設備の検出端であることを明記します。 HF検出器の検出端の設置場所（UF6フードボックス内、UF6防護カバー内、UF6防護カバー外）を記載します。 また、HF検出器の作動端の設置場所（転換加工室 成型工場 屋外）を記載します。</p>
2183	<p>【UF6 フードボックス関連】 61. P41 表イ設-2 の HF 検出器の作動端は、1 台で 3 種類の UF6 漏えい警報（フードボックス内、防護カバー内、防護カバー外）の作動端として兼用しているのか。1 台の作動端で、漏えい場所（フードボックス内、防護カバー内、防護カバー外）を識別できる設計なのか。仕様表に明記すること。（P43. 表イ設-3（UF6 防護カバー）も同様）。</p>	<p>HF検出器は、自身が検出器兼警報発報機能、測定値の表示機能、測定値を通信する機能を有しているものです。よって、3か所の作動端（転換加工室 成型工場 屋外）で、3か所の検出端（フードボックス内、防護カバー内、防護カバー外）の検出値のモニタリングが可能な仕様となっています。</p>
2184	<p>【UF6 フードボックス関連】 62. P358 図イ設-2（4/10）の HF 検出器の設置場所について、床に設置した根拠を説明すること。（HF ガスの上昇、拡散は考慮しているのか。HF ガスの物性に基づいて説明すること。）</p>	<p>HF検出器はB-DBA時の漏えい状況（局所排気停止状況）を想定して設置しています。漏えいしたUF6は、UF6フードボックス内、UF6防護カバー内の床面に沿って拡がり、空気中水分と反応してHFを発生すること想定しているので、床面に設置しています。</p>
2185	<p>【UF6 フードボックス関連】 63. P762 技術基準への適合に関する説明書において、UF6 漏えい警報の屋外の作動端は、F3 竜巻の防護対象としていない理由について説明すること。</p>	<p>UF6漏えい警報の屋外の作動端は、F3竜巻の防護対象として、外部衝撃の適合性説明書にHF検出器を追加します。</p>
2186	<p>【UF6 フードボックス関連】 64. P1042 UF6 フードボックスに係る火災影響評価を記載していない理由について説明すること。</p>	<p>一次バウンダリ機器が火災の影響がないことが確認できれば、ウランの閉じ込めは維持できるため、申請書では重要な一次バウンダリ機器が健全であることを示しています。なお、さらなる安全性向上のために、2次バウンダリ機器についても閉じ込め機能は維持するように設計しています（添付#2186参照ください。）</p>
2187	<p>【UF6 フードボックス関連】 65. P1295 添説設 3-1-制 2-1-1 表において、UF6 漏えい警報設備（検出端、屋内）の設置場所は、原料倉庫ではないのか。P355 を参照し確認すること。</p>	<p>確認したところ、原料倉庫でしたので、修正いたします。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2188	<p>【UF6 フードボックス関連】 66. P1416 なお書きで、「・・・溢水の影響を低減している。」と記載しているが、「防止」と記載しない理由について説明すること。（多少は溢水が浸入するののか。）</p>	<p>事業許可では、原料倉庫側の溢水高さが保守側になるように、地下ピットへの溢水侵入は想定しないこととして、溢水高さを算出しております。実設計では、防護カバー内や地下ピットに対して、内部溢水の侵入を想定していますが、防護カバー端には自主的にコーキングをする設計としていることから、低減という表現を用いています。 防護カバーへの溢水侵入を想定するため、添付説明書-設5の5-4.1-1表下の注記*3「UF6防護カバー及び・・・溢水の影響がない設備・機器」を削除します。なお、設工認にて評価に用いる溢水高さについては、事業許可から変更はなく、保守的な溢水高さにて評価を実施しております。</p>
2189	<p>【UF6 フードボックス関連】 67. P1419 防護カバー内に溢水源はなく、コーキングにより溢水が浸入しないのであれば、蒸発器、GT、GT（小）、循環貯槽については、溢水水位と通常ウラン存在部高さの評価は不要ではないのか。</p>	<p>防護カバー端に自主的にコーキングを施工致しますが、その処置により防護カバー内への溢水侵入を完全に防止することは期待しておりませんので、防護カバー内設備に対しては、ウラン存在部を溢水高さ以上に設ける設計対応を行っております。従いまして、添付説明書-設5の5-4.1-1表下の注記*3「UF6カバー内設置で溢水の影響がない設備」を削除します。</p>
2190	<p>【UF6 フードボックス関連】 68. P1421 防護カバー内に溢水源はなく、コーキングにより溢水が浸入しないのであれば、蒸発器、GT、GT（小）、循環貯槽については、電気火災防止の対策は不要ではないのか。防護カバー外の各種 IL の検出端、制御盤、作動端を指しているのか。</p>	<p>#2188, 2189にて記載の通り、防護カバー内への溢水侵入を考慮した設計と致しますので、消火水等による被水の影響も考慮して、電気火災防止の対策設計を実施しています。</p>
2191	<p>【UF6 フードボックス関連】 69. P1438 添説設6-2図の温度、圧力の値が P1436 の運転温度の記載と異なるが、何を意味しているのか説明すること。（次ページ以降の図も同様）。</p>	<p>p1436の文中に表記した温度、圧力値は通常運転における使用範囲を表記し、p1438以降の図中で計装シンボルに表記した数値はインターロックの設定値範囲を表記しています。 添付説明書の計装シンボルに表記した数値の意味を注記として、追加します。</p>
2192	<p>【UF6 フードボックス関連】 70. P1449 「蒸発器、コールドトラップ及びコールドトラップ（小）が設置される部屋には地震計を設置し、」と記載しているが、地震計の設置場所は別の部屋（転換加工室）ではないのか。</p>	<p>地震計自体は転換加工室に設置することから、p1449の表記を見直しします。</p>
2193	<p>【UF6 フードボックス関連】 71. P364 UF6 漏えい警報の検出端は、「HF 検知器」ではなく「HF 検出器」ではないのか。P1492 を参照し確認すること。作動端は、警報表示と吹鳴（P425 参照）と記載があり、P1492 と整合しているかも含めて説明すること。</p>	<p>UF6漏えい拡大防止（HF検知）インターロックの検出端を『HF検知器』、UF6漏えい警報設備の検出端を『HF検出端』と定義しています。この定義に沿って申請書内の表記整合性を図ります。 また、P1492の表において、作動端の欄はインターロックのように信号を受け取って自動的に対応動作を行うもの（弁、電源スイッチ等）を表記し、警報のようにアラームを出し、人に対応動作を促すものは『-』と表記しています。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2194	<p>【UF6 防護カバー関連】 7 2. P364 図イ設-2 (10/10) で、UF6 漏えい警報の屋外の作動端の設置場所を図に示す場所にした根拠について説明すること。(漏えい場所の最寄りの出入り口に近いかからか。)</p>	<p>工場内の状況把握および工場内へのアクセス性の観点より、B-DBA時の対応拠点として、原料倉庫付近の出入り口を選定しています。そのため、対応拠点に近い原料倉庫北側入口近傍にUF6 漏えい警報(HF検出器)の作動端を設置します。</p>
2195	<p>【UF6 防護カバー関連】 7 3. P364 イ設-2 (10/10) で、「HF 検出器 (検出端、作動端) (屋内)」記載しているが、1 台で検出端と作動端の両方を兼ねているのか。例えば、フードボックス内で UF6が漏えいした場合、フードボックス内の検出器も吹鳴するののかも含めて説明すること。</p>	<p>#2183コメント回答参照ください。</p>
2196	<p>【コールドトラップ (以下「CT」という。)、コールドトラップ小関連】 7 4. P46 閉じ込めの機能で【10.1-設 11】UF6 捕集停止インターロックを要求事項としていない理由について説明すること。(検出端及び作動端は CTの構成機器であるため、申請書全体の考え方として整合しているか。)</p>	<p>インターロックは、検出端を持つ設備及び作動端を持つ設備の両方の設備の仕様表に記載することにしています。コールドトラップは、UF6 捕集停止インターロックの検出端をもっていますので、[10.1-設11]を追記します。</p>
2197	<p>【コールドトラップ (以下「CT」という。)、コールドトラップ小関連】 7 5. P45 CT 仕様表及び P48 CT (小) 仕様表 その他の構成機器に真空ポンプ、気体廃棄設備への配管などが含まれるのか、今後申請予定の設備なのか明確にすること。</p>	<p>真空ポンプと気体廃棄設備への配管は、CT/小CTの構成部品に含まれます。申請範囲を明確に記載するため、以下のように修正いたします。 系統図は、真空ポンプが気体廃棄設備 (1) に接続するまで記載します。 機器図には、真空ポンプの図を追加します。 真空ポンプには、オイルパンを設置しますので、機器図に追記します。 仕様表の構成機器に、真空配管系統 (ポンプ含む) と記載します。 真空ポンプのオイルパンについて、火災等による損傷の防止設計11.3-設4を追記します。</p>
2198	<p>【コールドトラップ (以下「CT」という。)、コールドトラップ小関連】 7 6. P410 CT 温度高インターロックでは 134℃以下と記載されていて、P1496 の添付説明書では、設定範囲 125℃~130℃で設定すると記載があり、整合していない。CT (小) についても同様。(仕様表最高使用温度 134℃と記載)</p>	<p>#2174コメント回答参照ください。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2199	【コールドトラップ（以下「CT」という。）、コールドトラップ小関連】 77. P413 CT圧力高インターロックでは0.81MPa以下と記載されていて、P1947の添付説明書では、設定範囲0.41MPa～0.80MPaで整合していない。CT（小）についても同様。（仕様表最高使用圧力は0.81MPaと記載）	#2174コメント回答参照ください。
2200	【コールドトラップ（以下「CT」という。）、コールドトラップ小関連】 78. P293 溢水に対する確認に対して、ウランが存在する部位への溢水が侵入しない構造であること、設備・機器に開口部がないことを目視により確認すると別の項目として挙げているが、仕様表、図面、検査の項目での記載が整合していない。	CT、CT（小）の溢水防止対策は、ウラン存在部位を溢水想定高さより高くすることであり、機器図に記載している注記「開口部がない構造であり、溢水は浸入しない」は削除します。 なお、表2-1-1 化学処理施設の検査の項目の変更はありません。
2201	【コールドトラップ（以下「CT」という。）、コールドトラップ小関連】 79. P1419 溢水に対する確認について、添設設 5-4.1-1 表の通常ウラン存在部高さと本文添付図の記載が整合していない。（本文添付図には記載がない。）	通常ウラン存在高さを本文添付図にも記載します。
2202	【コールドトラップ（以下「CT」という。）、コールドトラップ小関連】 80. CT及びCT（小）の最高使用温度134℃については、CT等に関する配管の詳細設計を踏まえても問題ないのか。その他構成機器にUF6配管が含まれるが、蒸発器、シリンダ、CT、CT（小）で最高使用温度、最高使用圧力が異なることを踏まえて説明すること。	#2164コメント回答参照ください。
2203	【コールドトラップ（以下「CT」という。）、コールドトラップ小関連】 81. P1058 UF6ガス取扱い機器の火災に対する影響評価で、使用温度120℃に対し評価しているが、最高使用温度134℃に対して評価すべきはないか。	制御失敗によるILが動作するような異常状態で火災が重畳することは想定していません。よって、運転温度で運転中に火災が発生した場合を想定した評価を実施していますので、運転温度120℃を用いて評価しています。
2204	【コールドトラップ（以下「CT」という。）、コールドトラップ小関連】 82. （CT小であればP76、374、1611、1612）耐圧計算に用いる設備・機器の寸法が本文図面の寸法と異なるが、耐圧計算の入力値や計算結果を踏まえ、保守的な入力となっていることを説明すること。また、P374の図面に耐圧計算上の必要肉厚の記載があるが、耐圧計算の記載と整合していない。	各資料に記載している寸法については再確認の上、必要に応じて適切に修正させていただきます。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2205	【熱交換器】 83. 2 基ある熱交換器のうち、一基は既存設備を撤去し新設としている。撤去したものの跡仕舞はどうするのか、撤去する設備の廃棄方法を記載すること。	#2180コメント回答参照ください。
2206	【熱交換器】 84. 最高使用圧力・温度に係る記載が仕様表にないため、各種条件を明確にすること。循環貯槽他の設備にも水平展開すること。（※P352 図イ系—補1の記載が仕様表にあればよいのではないか。）。	#2128コメント回答参照ください。
2207	【熱交換器】 85. （許可 2-7）臨界の観点から、黒鉛減速が水全反射に比べ安全側の条件であることを、許可における臨界計算との関連を含め説明すること。	黒鉛減速は水全反射に比べ安全側の条件であるため、事業許可9ページ第3表に示す水全反射条件で求めた単一ユニットの容積の核的制限値（容積26.5L以下）を適用するのは妥当です。添付説明書に補足説明を追記します。
2208	【熱交換器】 86. [4.1 設-1]P378 図イ設-8 において、不浸透黒鉛のウラン滞留部分の容積を□リットルしているが、内部構造が図面で読み取れないので、核的制限値（容積 26.5L以下）との関連も含めて、UO2F2 溶液の流路に関して説明すること。合わせて冷却水流路も図面ではわからないので説明すること。	熱交換器の内部構造を分かりやすく図示するため、図イ設-8に、熱交換部のカットモデルを示す。 熱交換部の内部構造は、不浸透黒鉛ブロックに、直行する面方向にUO2F2溶液及び冷水を通過させる多数の穴を設けた構造となっています。 UO2F2溶液が通過する分の容積と冷水が通過する分の容積はほぼ同じであることから、熱交換器の容積に対してウラン滞留部の容積は半分以下となりますので、不浸透黒鉛ブロックに設けた流路体積（□L）の半分である□Lがウラン滞留部の容積であり、核的制限値である26.5Lより少ない容積となります。
2209	【熱交換器】 87. [6.1-設 2]熱交換器本体と架台の固定に用いているボルトの寸法が不明なので説明すること	ボルトの記載については、補足説明資料にて説明いたします。
2210	【熱交換器】 88. （許可 4-19）許可では、「UO2F2 溶液を取り扱う設備・機器は HF の拡散を緩和するため飛散防止カバーを設置し、局所排気系統へ接続する設計とする。」としており、仕様表で記載の「保温カバーにより、UO2F2 溶液の飛散を防護する。」という説明と整合していないことについて説明すること。	#2120コメント回答参照ください。
2211	【熱交換器】 89. [11.3-設 2]熱交換器本体に用いる不浸透黒鉛について、最高使用温度は含浸させた樹脂の物性値に左右されるため使用した樹脂を明らかにし、火災の評価上問題がないことを説明すること	フェノール樹脂に含浸しています。フェノール樹脂は難燃性材料であり（フェノールフォーム協会HPより）、また、熱交換器周囲の保温材により保護されていることから、火災の評価上問題はありません。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2212	<p>【熱交換器】 90. (許可 2-12) [4.1-設 1]P1419 記載の通常ウラン存在高さが、P378 図イ設-8 に記載されていないので記載すること。</p>	<p>機器について、通常ウラン存在高さは、図臨転のユニット寸法図で示しており ます。熱交換器の通常ウラン存在高さは、他の機器と同様に、図臨転-5に示 しておりました。ただし、複数ユニットの審査については、6次申請にて実施 いただくため、ユニット図は次回補正にて5次申請書から削除予定のため、機 器図（図イ設-8/9）に寸法を記載させていただきます。</p>
2213	<p>【循環貯槽（堰含む）】 91. 循環貯槽エジェクター部分について、配管の一部として考慮してい る旨が仕様表 P56 に記載しているが、P1353 で説明されている集中荷重の考 え方で考慮されているという理解で良いか。</p>	<p>その理解で問題ありません。</p>
2214	<p>【循環貯槽（堰含む）】 92. P1498 UF6 供給停止インターロック（ポンプ作動）において水密度を 15℃条件で流量を算出しているが、P1510 熱交換器の設置理由において熱交 換器の計算では供給水の水温を 25℃と説明している。両者で密度はほぼ変 わらず流量の計算結果もほぼ同値だが、温度条件が付録ごとに異なっている 理由を説明すること。</p>	<p>液温は15℃で統一表記します。</p>
2215	<p>【循環貯槽（堰含む）】 93. P1160 耐震計算書で、材料として□と記載の箇所については、板 厚まで記載すること（□の内径がわかれば JIS 規格で他寸法がわかるのは 承知しているが、わかりにくい。）</p>	<p>P1160 添設設3-1-転5-2-1表 使用部材 断面性能の表の鋼材の部分に、鋼管 （□）と記載しており、板厚が□mmであることを示しておりま す。</p>
2216	<p>【循環貯槽（堰含む）】 94. P1493 に記載の循環貯槽のインターロックについて、許可番号 No25、 26 については、次回以降申請のポンプが検出端、もしくは作動端であること から、本申請で安全機能の確認ができないので、次回以降申請されるポンプ とあわせて申請すること。</p>	<p>インターロックのグループ構成部が申請次数をまたぐ場合は、仕様表に『次回 以降申請』と表記します。また、次回以降の申請にて適合を確認する範囲を示 す仕様表にも表記します。 これらについては、次回以降申請する設備と合わせて申請します。</p>
2217	<p>【循環貯槽（堰含む）】 95. P1498 加水分解装置（エジェクタ）1基当たりのUF6 供給量 1000gU/ 分を確認する手段について説明すること。</p>	<p>次回申請するU02F2貯槽の濃度上昇率から目標濃度に到達するまでの反応時間 を算出します。 目標濃度に到達するために必要なウラン供給量を、反応時間で除することによ り、UF6供給量(1000gU/分)を確認できます。</p>
2218	<p>【循環貯槽（堰含む）】 96. P1499 UF6 供給停止インターロック（液位）及び液位高インター ロック（液位）の設定で、裕度として考えている □mm の根拠について説明 すること。</p>	<p>通常の運転における液位の変動範囲（液位H-L間）として一定の範囲を確保 する必要があり、守るべき液位（加水分解装置（エジェクタ）からのノズル口 の高さ）と液位L、守るべき液位（貯槽上面）と液位Hとの差の最大値を□mm に設定しています。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2219	<p>【循環貯槽 (堰含む)】 97. P376 図イ設-6 蒸発器・コールドトラップからのUF6 配管について、循環貯槽との取り合いを明らかにすること。(循環貯槽の液位高インターロックにより作動するUF6 供給弁は取り合いとして、どちらの付属設備なのか。)合わせて図面の※8 で使用する旨記載されている銅配管もどちらに付属するのか説明すること。</p>	<p>循環貯槽と蒸発器・コールドトラップからのUF6配管との取り合いに関しては、「UF6蒸発・加水分解設備系統図」(図イ系-1(2/4))をご参照ください。 なお、{1}UF6配管系統(循環貯槽の液位高インターロックにより作動するUF6供給弁及び銅配管)は、{1}蒸発器の構成機器に位置付けています。</p>
2220	<p>【循環貯槽 (堰含む)】 98. P54 仕様表の技術基準(臨界防止)において、堰の厚さを127mm以下とするように説明しており、実際に図面では堰の高さを□mmとしているが、フードボックス一体型形状となっているため厚み127mm以上溶液がたまる設計になっていないか説明すること。技術基準の核的制限値の要求を満足した形状となっているのか。</p>	<p>堰の必要面積の算定に際しては、貯槽類の架台等により滞留容量とならない部分があることも考慮しています。 「堰必要容量の考え方(核的制限値を伴う場合)」(添付説明書一設6付録8)をご参照ください。</p>
2221	<p>【培焼・還元設備、粉砕機・充填装置関係】 99. 仕様表の一般仕様(その他の性能)に最高(必要なら最低)使用温度、使用圧力を記載すること。</p>	<p>#2128コメント回答参照ください。 (耐圧強度計算の対象機器については、加工施設の安全性を確保する上で重要な設備として、閉じ込め機能を有する設備のうち加圧状態でウランを取り扱う機器を対象に耐圧計算書を作成しています。)</p>
2222	<p>【培焼・還元設備、粉砕機・充填装置関係】 100. P63 表イ設-11 UO2バックアップフィルタ仕様表(2/2)の地震の項において、[6.1-設2](配管を含む)の記載がない理由を説明すること。地震の項で配管を記載するのであれば、一般仕様構成機器でも記載が必要となる。</p>	<p>UO2フィルタとUO2バックアップフィルタの接続配管は、UO2フィルタの構成機器に位置付けていますので、UO2バックアップフィルタの構成機器に配管は含まないため[6.1-設2]は不要と考えています。各配管をどの設備・機器の構成機器に位置付けているかは系統図で明確にしています。</p>
2223	<p>【培焼・還元設備、粉砕機・充填装置関係】 101. P60 表イ設-10 UO2フィルタ仕様表(1/2)の核燃料物質の臨界防止において、[3.2-建1]は[4.2-建1]の誤り。関連するP695、P1019についても[3.2-建1]は[4.2-建1]の誤り。</p>	<p>誤記ではありません。 当該の設計番号は4次設工認申請書(令和2年3月27日付け原規規発第2003279号)について既申請した設計であることから、4次設工認申請書との整合を図るために[3.2-建1(4次)]と記載しております。</p>
2224	<p>【培焼・還元設備、粉砕機・充填装置関係】 102. 添説-設3-1設備の耐震計算書において、P1078の添説設3-1-1表(転換工場計算結果)で検定比が1.0に近い設備の安全裕度の考え方を説明すること、(例)充填設備架台。他の設備についても水平展開すること。</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2225	<p>【培焼・還元設備、粉砕機・充填装置関係】 103. 添説-設3-1-転6のUO2ブロータンク耐震計算書において、P1176添説設3-1-転6-2-4表の引張応力度の評価値は正しいのか。計算結果を示すこと。他の設備についても水平展開すること。</p>	<p>補足説明資料で説明しますが、引張応力度は曲げモーメントから求めた値であり、正しい値となります。曲げモーメントの値について、申請書に記載するようにいたします。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2226	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 104. 添説-設 3-1-転 6 の U02 ブロータンク耐震計算書において、構造解析モデルの寸法が添付図面寸法と相違しているケースがある。例えば、P1186 の U02 フィルタのフードボックス。他の設備についても水平展開すること。</p>	<p>補足説明資料で説明します。</p>
2227	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 105. 添説-設 3-1-付 1 の許容限界の設定において、P1322 の表 5 の部材の許容限界に温度条件（設計温度）を表記すること。</p>	<p>温度条件を追記いたしました。</p>
2228	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 106. 添説-設 3-1-付 2 の評価値算出方法において、P1326 のせん断変形用断面積に説明を入れること。</p>	<p>申請書に説明を記載するとともに、せん断変形用断面積について補足説明資料にて説明します。</p>
2229	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 107. P578 の表 2 事業許可との相違点リスト (3/9) において、「事業許可では、成型工場の飛散防止用防護ネットは天井下に設置するとしていたが、成型工場 3 階フィルタ室 (1) の床 (鋼板) が F3 竜巻により損傷しないことが、詳細設計により確認されたので、天井下には飛散防止用防護ネットを設置しない事に変更した。」とは、設備機器等の建物外への飛散防止用防護ネットだけを設置せず、敷地外からの飛来物の屋内への落下防止用防護ネット (飛散防止用防護ネットとは異なる) は許可通り設置するという、理解で良いか。</p>	<p>屋根下に防護ネットを設置する目的は、①損傷したダクトなどが建物から外部に飛散することの防止と、②外部からの飛来物が加工室内に落下することの防止です。 また、天井下に防護ネットを設置する目的は、③損傷したダクトなどが加工室内に飛散することの防止です。 このため、転換工場ではダクトの上下 (屋根下と天井下) に防護ネットを設置しています。 しかし、成型工場では、3階フィルタ室 (1) の床がF3竜巻で損傷しないことが確認されたので、”③ダクトなどが加工室に飛散すること” はなく、天井下の防護ネットは不要です。 上部側 (屋根下) の防護ネットを設置することにより、許可通り、”①損傷ダクトの外部への飛び出し” と、”②敷地外からの飛来物の建屋内への落下防止” の機能を確保できます。</p>
2230	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 108. P1419 転説設 5-4.1-1 表 溢水による防護対策設備・機器及び臨界防止処置方法において、U02 ブロータンク (1) (2) は通常ウラン存在部高さ約 <input type="text"/> mm に対し、溢水による水位が 160mm となっている。許可の基本的設計方針 (核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し、没水しない設計とする。) と整合していないことについて説明すること。(P380 図イ設-10 においても、溢水水位は床面より160mm と記載されている。)</p>	<p>設計方針の「内部溢水に対し没水しない設計」に対しては、ウラン部位に溢水の侵入がないよう水位より高くするか、容器やケーシング等で覆う設計としております。 U02 ブロータンクは形状寸法制限機器で、また加圧で取り扱う設備のため開口部がなく、内部溢水が機器内部に侵入することはないことから、浸水しない評価としています。</p>
2231	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 109. P1420 [12.1-設 7] 電気系統を有する設備機器の短絡火災・・・とあり、転説設5-4.1-2 表に粉碎機・充填装置が記載されている。仕様表 P66、P68 のその他の構成機器に電気火災に関して記載すること。</p>	<p>配線用遮断器は、制御盤又は分電盤に設置している機器であり、制御盤、分電盤同様、仕様表には記載していません。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2232	<p>【培焼・還元設備、粉碎機・充填装置関係】 110. P384 図イ設-14 フードボックスで空気取り入れ口の記載があるが、排出口は、このフードボックス内にはないのか。図イ設-13U02受けホッパフードボックスとの関連も含めて説明すること。</p>	<p>フードボックス（粉碎機）（図イ設-14）の内部空間とフードボックス（U02受けホッパ）（図イ設-13）の内部空間は繋がっており、フードボックス（粉碎機）の排気はフードボックス（U02受けホッパ）の排気口から排気する設計としています。</p>
2233	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1)（スクラバ、ダクト・ダンパ等）】 111. スクラバ廻りのプロセス流体の設計条件を、仕様表に記載すること。</p>	<p>拝承 UF6捕集効率99%を確保するために必要な排気風量及びポンプ水量を、プロセス流体の設計条件として、「スクラバ排風機風量 60Nm³/min以上」と「スクラバポンプ水量280ℓ/min以上」を仕様表に追記いたします。</p>
2234	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1)（スクラバ、ダクト・ダンパ等）】 112. 通常時待機運転及び設計事故時の運転条件から、スクラバの排風機や循環ポンプの設備容量などの仕様も含め、妥当なのか、安全機能を満足することを説明すること。</p>	<p>スクラバは、設計基準事故が発生した場合にUF6を効率99%以上で捕集する機能を有しており、スクラバ捕集効率については、添付説明書-設6付録7に記載してあり、捕集効率を満足するために排気風量60Nm³/min以上、循環水ポンプ水量280ℓ/min以上を確保する必要があり、要求仕様を満足する設備を設置しております。</p>
2235	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1)（スクラバ、ダクト・ダンパ等）】 113. 仕様表の「その他の性能：捕集効率（99%以上）」は UF6 なのか HF に対するものか明確にすること。その際 P1504 の説明と整合していることを確認すること。</p>	<p>UF6の捕集効率であるため、仕様表に「その他の性能：UF6捕集効率（99%以上）」とUF6であることを明記いたします。</p>
2236	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1)（スクラバ、ダクト・ダンパ等）】 114. 気体廃棄物設備（1）の申請範囲外の設備と連携がある設備性能は、今回の申請では確認できないので、後申請になることを明確にすること。</p>	<p>気体廃棄設備(1)のうち、スクラバ下流に設置される高性能エアフィルタ等については後申請となるため、仕様表に次回以降申請であることを記載しております。また、図ト系-1(1/2)において、今後申請予定範囲との境界を図示しております。なお、5次設工認で申請しているUF6の捕集効率はスクラバのみの性能であり、後申請の高性能エアフィルタ等の性能は特に連携しておりません。</p>
2237	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1)（スクラバ、ダクト・ダンパ等）】 115. 図イ制-15（P426）HF 検出器の警報は前回までの申請書の1ppm から3ppmに変更になったようだが、3ppmはスクラバ起動のインターロック（P407）と一緒なので、作動前警報にならないが、変更理由を説明すること。これらの系統図での検知器と検出器の使い分けは何か説明すること。</p>	<p>HF検出器の警報値はその検出限界（装置仕様）である1ppmとしていましたが、装置仕様に依存してしまうため、HF検知器の設定値同様、HF検出器も日本産業衛生学会による許容濃度勧告値に沿った設定値（3ppm）に変更しました。HF検出器、HF検知器の使い分けについては#2193の回答を参照願います。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2238	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1) (スクラバ、ダクト・ダンパ等)】 116. HF 検出器—警報器は無線とのこと (図イ制-15 及び添説設 6-12 図 (P1460) だが、不法侵入等の防止の観点から問題ないことを説明すること。</p>	<p>通信妨害等により、HF検出器間の通信が正常に行えなくなった際は通信障害発生のアラームが発報し、異常を検知できます</p>
2239	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1) (スクラバ、ダクト・ダンパ等)】 117. HF 検出器、HF 検知器、UF6 漏えい警報設備の用語の統一とこれらの仕様を説明下さい。(前回 1940 でコメント済み)</p>	<p>HF検出器はUF6漏えい警報設備の検出端及び作動端、HF検知器はUF6漏えい拡大防止 (HF検知) インターロックの検出端で、それぞれ別の機器です。各機器で用いている用語を改めて確認し、必要に応じて修正いたします。</p>
2240	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1) (スクラバ、ダクト・ダンパ等)】 118. 図ト系-1 (1/2) (431 頁) 気体廃棄設備(1)系統図の基数を再確認すること。 (619 切替ダンパ 1→4、620 地震連動閉止ダンパ (2→給気 10 基、排気 2 基)、625排気逆流防止ダンパ 1→2)、また、UF6 防護カバーの外形図「図イ設-2」の呼び込みを追記すること。ダクトサイズについては、〇〇以下とあるが実際に使用するサイズを記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付図面の基数については事業許可(基数(式数))に合わせ記載しております。一方、各施設を構成する機器の個数に関しては仕様表に記載することとしております。 ・UF6防護カバー外形図「図イ設-2」については図ト系-1 (1/2) に追記いたします。 ・ダクトサイズについては、同一の風量であっても設置する際の干渉を回避するために様々なサイズを使用しており、実際に使用するサイズの数が多いため、図面上は系統毎に安全機能番号を有するダクトの最大サイズを記載しております。これに加え、気体廃棄設備に安全機能を期待している設備については、ダクト系統の末端となるためサイズとしては最小となる、気体廃棄設備への排気ダクトサイズも記載することとし、最小ダクトサイズもわかるようにいたします。
2241	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1) (スクラバ、ダクト・ダンパ等)】 119. 図ト系-1 (2/2) (432 頁) スクラバ循環ポンプの 1 段目の 1 台のみ平常時 (待機中) 待機運転とするのなら、その説明を記載すること。</p>	<p>拝承 平常時の待機運転の状態について、閉じ込め説明書に記載を追加いたします。</p>
2242	<p>【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1) (スクラバ、ダクト・ダンパ等)】 120. 水量 1900 リットルと捕集効率算出の 2m との関係、耐震計算 (1241 頁) における満水状態はいずれも余裕を見た安全側評価と言えるのか説明すること。 循環ポンプはスクラバ外系図 (図ト設-1 (433 頁)) に記載が無いが、どこに設置するのか説明すること。また、スクラバの金属カバー (□) の厚みを、外観図または材料表に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラバの水はスクラバ下部に位置し、通常 1900リットルの水が存在しています。2mは充填材の高さであり、水の量とは関係がありません。 ・耐震計算では満水状態 (約2500リットル) で保守的に評価しています。 ・ポンプの位置については図ト設-1に追記いたします。 ・金属カバーの板厚については図ト設-1に追記いたします。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2243	【放射性廃棄物の廃棄施設／気体廃棄設備(1)（スクラバ、ダクト・ダンパ等）】 121. ダンパの作動原理説明（添設一設 3-3 付 2（1398 頁））を追加されたが、地震連動ダンパ・切替ダンパにおける圧空と地震計からのインターロック（電気信号）の関係も明確にすること。圧空停止でバネ力により、自動開放・ダンパ閉止まで記しているが、電気信号停止も同様に安全側の動作が期待できるのか説明すること。	地震連動ダンパ・切替ダンパは圧空駆動式です。電気信号が喪失することで、圧空喪失時と同じく。電気信号喪失により、電磁弁が開き空気が抜けることで、地震連動ダンパが閉止します。 (添付#2243参照)
2244	○仕様表_原料倉庫地下ピット 122. P34 溢水による防護対象ではないことを説明すること。（溢水による当該ピットへの流入は考慮されていないのか。P300 の図面にある地下ピットのマスに流入することを想定しているのか。）	地下ピットにはシリンダ及び蒸発器を設置していますが、これは内部溢水に対して影響のない設計としています。よって、地下ピットは溢水の防護対象とはなりません。（#2118のコメント回答ご参照ください。）
2245	○仕様表_原料倉庫地下ピット 123. P35 (1) 原料倉庫地下ピットと(2)床の区別が不明なので図示すること。主要な構造材、基本仕様が(1)原料倉庫地下ピットの記載しかない。(2)床についても記載すること。	拝承しました。主要な構造材、基本仕様に” (2)床 ” の記載を追加します。
2246	○仕様表_原料倉庫地下ピット 124. P36 表イ建-3は必要か。転換工場における次回以降申請の範囲を添付している理由を、4次設工認申請書で添付されている同仕様表との差分も含めて説明すること。	四次申請では原料倉庫地下ピットを「次回以降申請」としていましたが、五次申請で申請したので削除します。削除されていなかったため、記載を見直します。
2247	○リ その他の加工施設 125. P197 図リ 4-2-1 他の緊急対策設備の手順フロー図で検査⑦後の「供用開始」を記載していないことについて、先行申請での整理を踏まえて説明すること。	P197の手順フローはP198につながっています。P198に供用開始までのフローを記載しております。
2248	○リ その他の加工施設 126. P152 飛散防止用防護ネットが汎用品とされているが、品質管理基準の要求に対して、強度計算を要する防護ネットの品質管理の方法について説明すること。	点検頻度を定め、経年劣化、損傷などが無いことを確認します。
2249	○仕様表_非常用ディーゼル発電機 127. P256 [6.1-設 2]その他構成機器の燃料油配管、潤滑油配管、冷却水配管の耐震重要度分類について記載すること。	系統図（図リ系-1）に当該の配管が耐震重要度分類2類である旨を注記で追記します。
2250	○仕様表_非常用ディーゼル発電機 128. 配管、ダクトの支持間隔は本文で確認できるのか説明すること。	耐震性に係わる配管、ダクトの設計結果として、材質、径を本文に記載しており、耐震重要度分類に合わせ、添付説明書-設3-2、添付説明書-設3-3に示す最大支持間隔以下で支持される設計としています。この支持間隔は、その材質、径に応じて検査にて確認します。 なお、ダクトに関しては、ご質問 1 1 8（#2240）に対し追加情報を記載することとしております。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2251	○仕様表_非常用ディーゼル発電機 129. ラジエータの冷却水はどこから引いているのか説明すること。（工業用水を仕様する場合は、ストレーナを設置し、生物学的事象を考慮する必要はないのか。）	ラジエータの冷却水は不凍液を循環させているものであり、生物学的事象を考慮する必要はありません。
2252	○図面 130. P300 地下ピットのマスに流入し排水される地下水はウランを含んでいるのか。また、排水先を説明すること。	当該のマスは排水用の常設ポンプ、配管等は設置しておらず、使用しておりません。
2253	○図面 131. P445 非常用ディーゼル発電機負荷系統図において申請範囲が2点鎖線で示されているが、4次設工認申請書 P793 図り建-1 で示されている範囲と相違がある。申請範囲を適切に記載すること。また、副変電所までのケーブルの申請時期を示すこと。	事業許可で非常用電源設備として記載の非常用ディーゼル発電機と無停電電源装置について申請しているものです。このうち、今回申請は非常用ディーゼル発電機です。申請対象範囲が非常用ディーゼル発電機であることが明確になるように系統図（図り系-2）を修正します。尚、無停電電源装置については次回以降申請いたします。
2254	○図面 132. P300 位置がわかるように通り名を記載すること。短辺方向の壁（壁 B, D）の断面も記載すること。添付計算書 P847 で <input type="text"/> があるが、どの部位が該当するか、単位とともに示すこと。	○図面 P300の地下ピットの図に通り名を追記します。また、短編方向の断面図を追加します。 計算書の図に <input type="text"/> といった鉄骨寸法を記載している場合は、どの部位にあるか追記します。
2255	○図面 133. P330 ⑭-⑮通り、F-E 通りで防護ネットが不要である理由を説明すること。	⑭-⑮通り：非管理区域であり、飛散を防止する必要がある設備、機器、飛来物から防護する必要がある設備・機器はありません。 F-E 通り：屋根がRCであり、F3竜巻でも損傷しません。 上記を図に記載します。
2256	○図面 134. P332 第2核燃料倉庫前室のALC屋根はF3竜巻で損傷するおそれがあるのか。前提条件を記載すること。	鉄筋コンクリート屋根以外はF3竜巻で損傷する前提としておりますので、その旨を図に記載します。
2257	○添付説明書一建2 135. P712 (5) 降水に対して、ラジエータの電気ケーブルは影響を受けないか説明すること。	導体が露出していないため、降水の影響は受けないことを適合性説明に追記致します。
2258	○添付説明書一建2 136. P839 水圧の考慮が不要であることを記載すること。	発電機室の地盤ボーリング調査より地中の水位が地表面から3.2m~3.6mであり、原料倉庫地下ピットの深さ約 <input type="text"/> mに対し水位が低いことから水圧は考慮していない旨を追記します。
2259	○添付説明書一建2 137. P842, 857 応力算定に用いている3辺固定1自由スラブの応力算定表は $\nu=0$ を想定しているが、コンクリートのポアソン比($\nu=\text{$)での適用が適切であることを説明すること。	当該説明書で使用しているポアソン比の適用が適切である説明を追記します。
2260	○添付説明書一建2 138. P843 応力算定において、溝形鋼フレームの効果を考慮できることの説明を記載すること。	原料倉庫地下ピットの上部の溝形鋼フレーム構造の説明を示し、応力算定において溝形鋼フレームの効果を考慮できることの説明を追記します。

NRA殿からのコメントに対する対応状況 (5次申請)

番号	コメント	コメント回答
2261	○添付説明書ー建 2 139. P852 長期支点反力の出所を記載すること。短期荷重も同様。	地下ピット底版の強度検討の長期及び短期支点反力は、添付説明書ー設3-1- 転1 「蒸発器の耐震計算書」からの値である旨を追記します。
2262	○添付説明書ー建 7 140. P933 実用炉の事例と比較して、目標性能を確認するための検討項目に不足はないか確認して説明すること（例：ネットの破断評価、ネットのたわみ評価など）。	発電所ではエネルギー評価、破断評価、たわみ評価を行っております。当社ではそのうち、エネルギー評価、破断評価を実施しております。 ここでエネルギー評価とは、防護ネットの線材が破損する限界の吸収エネルギーを算出し、飛来物のエネルギーと比較する評価です。また、破断評価とは、防護ネットを保持する部材（ワイヤーなど）が破断しないことを確認する評価です。たわみ評価とは、飛来物が衝突した防護ネットのたわみによりその内側の設備の損傷することがないことを確認する評価です。 当社の場合、防護ネットは、F3竜巻により屋根が損傷した場合、ダクトが外に飛び出すこと、飛来物が内部に侵入することを防止するために設置しています。外部からの飛来物の場合、防護ネット内部のダクト類が損傷する可能性はありますが、損傷したダクトが外に飛散しなければよいので、防護ネットのたわみ量を検討対象から除いています。 このように、当社として防護ネットの必要な性能を確保するように評価対象を選定して評価しております。
2263	○添付説明書ー建 7 141. P933 当該検討は防護ネットの地震による損傷防止の評価を含めるのであれば、タイトルに明記し、評価方法、評価におけるインプット、アウトプット、評価結果が分かるように説明すること。	既存の説明書から、飛散防止用防護ネット耐震計算書として耐震計算部分を分離し、耐震計算書として追加します。
2264	○添付説明書ー建 7 142. P934 添説建 7.2-1 表の飛来物防護機能の項目に軽トラックが記載されている。軽トラックに対する評価を行うこと。	飛来物の鉛直方向の運動エネルギーは、プレハブ大 (62kJ) より軽トラ (32kJ)の方が小さく、プレハブ大で包絡されることから、対象飛来物はプレハブ大で評価を行う旨追記します。
2265	○添付説明書ー建 7 143. P939 添説建 7.3.2-1 表の全体サイズの設定理由について説明すること。評価に用いているのであれば、評価結果が厳しくなる、全体を包絡するサイズとすべきであり、記載を見直すこと。また、※1で転換工場、除染室・分析室等を含むとのことだが、保守性を確保した設計とすること。	全体サイズの設定の考え方を示し、設定したサイズを標準として、その他のサイズを包含している旨の説明を追記します。
2266	○添付説明書ー建 7 144. P940 添説建 7.3.2-2 表の接合コイルにおいて、成型工場、組立工場及び転換工場（上面）は <input type="text"/> mm も使用しているのではないかと。評価に影響がないことを説明すること。	接合コイルに <input type="text"/> mmは使用していません。金網の線型が <input type="text"/> mmの場合も接合コイルは <input type="text"/> mmです。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2267	<p>【許可との相違】 145. P557 分析設備の耐震分類について、第3類を第2類に変更とある。これは、許可の基本方針を踏まえれば耐震分類は第3類だが、非定常の核燃料物質の取扱いを踏まえ、保守的に耐震分類第2類で設計するということではないか。</p>	<p>変更理由は頂きましたコメントの通り、保守的な考えに基づくものです。このことから分析設備における質量制限値14.8kgUを考慮し第2類として申請するものです。</p>
2268	<p>【品質保証計画書】 146. P489 保安品質保証計画書で、品管基準規則の解釈で例示された事項に対応した記載が確認できないものがある。P646 「添付書類I-2 品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書」に記載し、説明すること。下記以外についても、解釈に対応した管理方法について、説明すること。</p>	<p>品管基準規則の解釈で例示された事項につきましては、例示であるため、すべてを保安品質保証計画書に記載する方針としておりません。検査制度の見直しに関する検討チームのWGの中でのATENAの方針に合わせて、品管基準規則の解釈で「〇〇を含む」と記載されているものは保安品質保証計画書に反映しておりますが、例示については、すべてを保安品質保証計画書に反映しておりません。</p>
2269	<p>【品質保証計画書】 147. P501 保安品質保証計画書 5.5.3「管理者」で、管理者の責任及び権限を、どのように与えているか具体的に説明すること。また、(3)で記載の「あらかじめ定められた間隔」について、具体的な期間について説明すること。</p>	<p>管理者の責任及び権限については、SQAS-21「選・解任標準」に、「社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある保安管理組織の各部課長等を管理者として任命する。」旨を定めております。また、「あらかじめ定められた間隔」については、SQAS-08「定期評価標準」に毎年度と定めております。</p>
2270	<p>【品質保証計画書】 148. P503 保安品質保証計画書 5.6.2「マネジメントレビューのインプット」に記載で、マネジメントレビューのインプットを報告する者が誰なのかを説明すること。</p>	<p>SQAS-14「マネジメントレビュー標準」に管理総括者又は管理総括者が指名する者に、報告させる旨を定めております。</p>
2271	<p>【品質保証計画書】 149. P504 保安品質保証計画書「6.資源の運用管理」で、品管基準第21条の解釈「組織の外部から調達する者」について、どの標準で、どのように規定しているのか説明すること。</p>	<p>「組織の外部から調達する者」については、SQAS-17「保安調達管理標準」に、調達先の選定、調達の発議及び調達文書、受入処理（調達品の検証）等を定めております。</p>
2272	<p>【品質保証計画書】 150. P509 保安品質保証計画書 7.4.1 に記載の「一般産業品」とは、本設工認では何を指すのか説明すること。</p>	<p>一般産業用工業品の管理については、SQAS-17「保安調達管理標準」に定めており、第5次の設工認では、分析設備（同位体分析設備、不純物分析設備、物性測定設備）等が該当します。</p>
2273	<p>【品質保証計画書】 151. P511 保安品質保証計画書「7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認」で、工事の管理に適用する標準は何か説明すること。</p>	<p>工事の管理については、SQAS-08「保守管理標準」に定めております。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2274	<p>【品質保証計画書】 152. P516 保安品質保証計画書「8.4 データの分析及び評価」で、品管基準第50条の解釈「是正処置を行う端緒」をどの標準で、どのように規定しているのか、添付説明書に記載し、説明すること。</p>	<p>SQAS-04「保安不適合管理標準」に「不適合の可能性のある事象は、保安情報共有会議の意見を聴取し、安全・品質保証部長が不適合事象又は不適合管理対象外事象に分類する。」旨を、SQAS-05「保安是正・予防処置管理標準」に「当社の加工施設及び他の原子力施設等から得られた知見（不適合発生に関する情報、知識）を予防処置情報として収集・分析し、起こり得る不適合（他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）に対して適切に反映・実施する予防処置を対象とする。」旨を定めております。</p>
2275	<p>○コメント 1765-1（再確認） 胴と脚部接続部の確認結果について、計算書評価箇所との比較（検定比）を含め説明のこと。</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2276	<p>○コメント 1770、1771、1772（再確認） モーメントの比較等により架台定着ボルトで代表する場合は、機器本体の据付けボルトと架台の定着ボルトが同等の仕様であることが前提となる。機器据付けボルトの仕様を図面等に明示すること。（各機器に共通）</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2277	<p>○コメント 1773（再確認） 完全固定とした場合の確認結果について説明すること。 また、固定条件の設定方針を記載し、妥当性が判断できない場合は、保守的な条件での評価結果を記載すること。</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2278	<p>○コメント 1776 添付1、添付2（再確認） ・スクラバの <input type="checkbox"/> 材料強度に関し、添付1（FRP 構造設計便覧）、添付2（材料証明書）における材料物性値の参照箇所及び本評価における材料定数、許容限界の設定にあたっての算出過程、安全率の考え方について説明のこと。 ・添付2（材料証明書）の適用対象に洗浄塔の他にダクト、循環配管とあるが、今回の申請における適用箇所について示すこと。また、配管の耐震性に関する説明書（添付説明書-設3-2）に <input type="checkbox"/> の記載がないが、設計方針及び本申請での設計条件について説明のこと。</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2279	<p>○コメント 1782-1（再確認） ダクト支持部材の固定ボルト等も弾性範囲内となることを確認しているということでしょうか。</p>	<p>その理解で問題ありません。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2280	<p>○コメント 1785-1 機器の応答倍率（再確認）</p> <p>局部震度法による水平震度算出における機器の増幅係数は、この場合、柔構造である共通架台に適用されると解釈する。架台上の機器に対する規定はないが、機器が剛であれば架台との一体性が認められるものの、柔の場合はさらなる応答の増幅が懸念される。安全上の裕度確認の観点から、機器の増幅（局部震度法に従えば増幅係数 1.5 程度）を考慮した場合の耐震性について確認すること。</p>	<p>補足説明資料にて説明いたします。</p>
2281	<p>○コメント 2060 関連（再確認）</p> <p>強度計算対象機器の最高使用温度、最高使用圧力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度、最高使用圧力等耐圧評価の前提条件は、機器の性能要件として仕様表に記載すること。 ・設計確認温度、設計確認圧力等については、位置付けが不明。耐震計算では、同温度（例：蒸発器 158℃）を材料定数、許容応力等の基準となる設計条件として取扱っており、これらは設計温度、設計圧力として取り扱うべき。表記方法、仕様表への記載等検討すること。 <p>強度計算で使用するボルト、ガスケット等の仕様について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスケット、ボルト情報として追記されているが、耐圧強度計算に必要な仕様（P1530 等の追加コメントを参照）について記載すること。 <p>UF6 シリンダの ASME 材について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[] の ST, Sy 値について、ASME B&PV Sec II Materials の該当箇所を提示すること（添付されていれば該当箇所を提示願います。）。 	<p>最高使用温度、最高使用圧力等に関するコメントに関しては、コメント No. 2128に対する回答をご確認ください。</p> <p>また、耐圧強度計算に必要なボルト、ガスケット等の仕様を「耐圧強度計算書」（添付説明書-設7）に追記します。</p> <p>なお、[] の引張強さST及び降伏点SYに関しては、添付#2281として、「ASME Boiler&Pressure Vessel Code Sec. II Materials」の引用頁を提示させていただきます。</p>
2282	<p>○コメント 1858</p> <p>P244 [99-建-3]の最後の説明は適切か。竜巻影響評価ガイドでは竜巻荷重と飛来物による荷重を組み合わせた式が記されているが、当該説明は竜巻荷重と飛来物による荷重が分けて比較されているは保守的な評価となっているのか説明すること（P760 の説明も共通）。</p>	<p>以下の記載に見直します。</p> <p>仕様表</p> <p>建物内からの想定される飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3 竜巻による風圧力荷重（金網の充実率考慮）と飛散物の衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重である。</p> <p>適合説明</p> <p>なお、建物内からの想定される飛来物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定しており、外部からの想定飛来物の衝撃荷重は、F3 竜巻による風圧力荷重（金網の充実率考慮）と飛散物衝撃荷重を組み合わせたものを包絡する荷重であることから、緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）はF3竜巻荷重で損傷しない。</p>

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2283	○コメント 1879 P828 地中部分せん断力の割り増しを「考慮している」と回答されているが、再計算されており回答と相違している。結果に影響はなくてもコメント回答と対応が合わない場合は別途説明を行うこと。（他も共通）	コメント回答が不適切でした。第2回補正で、割り増し係数を考慮した評価に見直しましたが、評価結果に変更はありませんでした。
2284	○コメント 1886 P334 飛来物防止用防護ネット取り付け範囲は部分的で良いのか。 P335 飛来物防止用防護ネット取り付け概要図は建家毎に共通なのか。	P334 白抜き部（ネットを取り付けない箇所）は非管理区域であり、飛散を防止する設備機器、及び飛来物から防護する必要がある設備機器はありません。 P335 主要な取り付け部の型式ごとに概要図を追加します。
2285	○コメント 1887 P958 「6.3.防護ネット固定部」において、固定部が部材格点部がない場合の検討は何頁に記されているか。	検討結果を添付説明書補足として追記します。
2286	○コメント 1933-1 スクラバに対する機能の回答主旨（閉じ込め要求と廃棄施設要求）は理解したが、共通した設計思想のものは、仕様表等双方に記載することにしていないのか。4次設工認までの記載方法と整合しているのか。例えば、閉じ込めの耐腐食性材料の技術基準上の要求は、廃棄施設に対する要求には無い（汚染の除去又は取替えの容易性のみ）。事故時に安全機能を期待されるスクラバでのFRP材料使用は許可からのUF6閉じ込めに対する約束事項であるが、許可を踏まえて説明すること。	ご理解頂いたとおり、事業許可での安全機能に対し、設工認では、技術基準での要求事項に照らして合わせ、設計番号を記載しており、また、双方の要求事項に共通した項目は、双方に記載することとしております。 スクラバの耐食性材料はろ過機能の一部（ろ過機能を発揮するために対象の物質に合わせて材料を選定）と考えておりましたが、事故時は内部に微量のウランを含む液体を内包するので、その閉じ込め機能として設計番号を記載することとします。具体的には、表ト設-1 気体廃棄設備(1)スクラバ（蒸発・加水分解系統）の閉じ込め機能に「[10.1-設8]耐腐食性材料を使用する。」を追記します。
2287	○コメント 1935-1 ダクト及びダンパの配置図が無く、系統図のみのため、上下流の相互関係は把握できるが、部屋の貫通位置や異なる耐震分類のダクト等上下位置関係が示されていない。配置上の位置関係から波及的影響が無いこと、または上位の耐震分類で施工する等の説明をすること。	気体廃棄設備のダクト及びダンパについては、配置上の位置関係による波及的影響がないように考慮しております。 基本的には波及的影響がない位置に設置しますが、波及的影響がある位置に設置せざるを得ない場合は、上位の耐震要求を満足するよう支持間隔を設計・施工します。
2288	○コメント 1969 P62 表イ設-11U02 バックアップフィルタ仕様表(1/2)の一般仕様の取扱う核燃料物質の状態では、想定する異常状態で安全機能を期待する設備については、異常状態で取扱う核燃料物質について記載すること。	通常運転時でウランを含有しないものについては、事業許可ならびに先行申請回からの考え方に基づき、仕様表に核燃料物質の状態を”-”と記載しています。但し、核的制限値を持つものについては、ウランの化学形態を特定しなければ制限値を設定することはできませんので、今回のコメントを反映し、ウランの化学形態を記載することといたします。 「一般仕様：取扱う核燃料物質の状態」の欄に異常時に内包する核燃料物質の状態を記載します。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2289	図り建-1 「工業用ストレーナ」を削除したが、工業用水を使用する設備・機器の外部衝撃による損傷の防止（生物学的影響）に対して、どのように設計しているか説明すること。	五次申請の建物は発電機室であり、工業用水を使用していないため削除しましたが、使用している設備があるため、記載します。
2290	図イ配準-1（1/2） 加工施設の建物（シリンダ洗浄棟前室など）については、事業許可申請書に記載した部屋の名称を必ず記載すること。室名及び/又は用途（管理区域の種別など）を変更する場合には、許可からの変更点リストに記載し説明すること。	拝承。 図イ配準-1（1/2）に部屋名を追記します。 室名及び/又は用途（管理区域の種別など）は変更しません。
2291	図イ配準-1 天井を撤去する範囲、復旧する範囲の階（高さ）が分かるように記載すること。	拝承。 撤去、復旧する範囲を、図り配準-1の凡例に記載します。
2292	図イ設-6 液位高インターロックを2重化し、液位低インターロックを1重にしているのは、許可要件によるものか？	UF6、UO2F2溶液を取り扱う設備・機器に設置しているインターロックは多重化、または、多様化を図る設計としています。 液位高ILは、液が貯槽からあふれることを防止するために設けているインターロックであり、多重化を図っています。 また、液位低ILは、加水分解液不足により未反応のUF6が循環貯槽気相部に移行するのを防止するために設置しているインターロックであり、①加水分解装置への循環水供給停止IL（水が供給されない状態ではUF6ガスも供給停止）、②液位低IL（万が一循環水供給が停止した状態でUF6供給が続いたとしても、加水分解装置を抜けたUF6は循環貯槽の水に吸収される）を設け、多様化を図っています。
2293	図イ制-1他 制御盤の設置位置をどの図に記載しているか？	インターロック制御盤の配置を、配置図（図イ制配-1）で明確にするようにします。
2294	図イ制-6 ・1段目のスクラバポンプは、常時運転しているのか。（審査会合での説明） ・スクラバポンプ（1段目）は、1台分の容量でHF除去性能を確保できる設計？ ・2機（A/B）HF検知器がHF漏えいを検知した場合、2台のスクラバポンプが起動するのか？	1段目のスクラバポンプは、常時循環運転しています。また、スクラバポンプは、設計基準事故の際に、各塔1台のスクラバポンプが駆動し、直列された2塔のスクラバをで経由することで、HF除去性能を発揮する設計としています。また、各塔付属のスクラバポンプ、スクラバ排風機は、HF検出器からの情報で駆動しますが、1台を優先的選択して動作しもう1台は故障時の待機状態としています。2台のスクラバポンプが同時に駆動することはありません。本説明については、閉じ込め説明書及びインターロック系統図に記載させていただきます。
2295	図イ制-16 堰（循環貯槽）のインターロック図を何故削除したのか。（P55 堰漏水検知警報設備の耐震設計をなぜ省略したのか。）	堰漏水検知警報設備の位置及び機能を明確にするため、インターロック系統図上（図イ制-16）に明示すると共に、配置との関係を図イ設-2、7に示します。

NRA殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

番号	コメント	コメント回答
2296	<p>図り系-1 ケーブル及び副変電所の申請範囲及び時期（既認可/今回/次回以降）を明示すること。必要に応じ、撤去予定の既設の設備・機器（既設DG～副変電所まで）を併記すること。</p>	<p>事業許可で非常用電源設備として記載の非常用ディーゼル発電機と無停電電源装置について申請しているものです。このうち、今回申請は非常用ディーゼル発電機です。申請対象範囲が非常用ディーゼル発電機であることが明確になるように系統図（図り系-2）を修正します。 尚、無停電電源装置については次回以降申請いたします。</p>
2297	<p>図り電設-1 スクラバポンプ、排風機の電源系統図と「図り系-2 負荷系統図」の違いは何か。作動端として、遮断器（CEIL1A/B）も確認するのか。</p>	<p>図り電設-1はスクラバポンプ、排風機へ非常用ディーゼル発電機の負荷となっていることを示すものであり、図り系-2は非常用ディーゼル発電機の全体の負荷系統を示すための図です。 作動端としての確認は補機の動作確認の一環で確認頂くことを考えております。</p>
2298	<p>図臨配-1～3 ユニット配置図、「図臨転-1～11ユニット寸法図」は、今回の申請では単一ユニットとしての位置・構造を認可申請対象とすること。複数ユニットについては、臨界領域内の全ての設備・機器が申請される時期に、全ての評価対象複数ユニットの臨界防止について申請すること。</p>	<p>複数ユニットについては、同一の臨界領域内の全ての評価対象となる設備・機器が申請される時期に、全ての評価対象複数ユニットの臨界防止について申請します。 複数ユニットに関する「図臨配-1～3 ユニット配置図」「図臨転-1～11ユニット寸法図」、及び「添付説明書-設1-2工場棟領域内の設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価」については削除し、複数ユニット評価については次回以降の申請とする旨を仕様表及び適合説明書に記載します。</p>